

サードプレイス倶楽部 使用細則

(目 的)

第1条 この細則は、「サードプレイス倶楽部会則」に基づき、倶楽部使用上の事項について定める。

(本倶楽部の所在地)

第2条 サードプレイス倶楽部（以下、本倶楽部という。）は、大阪府中央区備後町2丁目5番8 綿業会館5階No19室とする。

(本倶楽部の利用)

第3条 本倶楽部の会員は出入り自由で、本倶楽部内の設備等は自由に使用でき、執務、打合せ、談話、休憩等が可能で、フリードリンク（ドリンク持込可）とする。

・利用時間は午前10：00～午後5：00（定休日：水・土・日曜日・祝日）

(会員の登録)

第4条 本倶楽部の会員は、日本綿業倶楽部へ氏名の登録をする。

(綿業会館施設の利用)

第5条 綿業会館の各施設を利用する場合は、本倶楽部の会員カードを提示することで、各施設の利用は可能となる。

開館時間は午前10：00～午後8：00（日曜日、祝日、第3土曜日は休館）

- ① 会員食堂(レストラン)：本館1階
- ② グリル：本館地階
- ③ バー：本館地階
- ④ 会議室(中・小)：本館3階、新館2階

(講演会)

第6条 日本綿業倶楽部で開催する講演会「茶話会」(月2回)に無料参加できる。

茶話会：政治・経済・学術・国際問題・文化・スポーツ・趣味・娯楽などバラエティーに富んだ講演会を開催。

(申込み予約)

第7条 予約の必要な場合は、本倶楽部事務局（以下、本事務局という。）で対応する。

- (1) 予約の受付：使用月の前月1日から、使用日の前日まで予約の受け付けをする。
- (2) 予約の変更：申込後、やむを得ぬ事情で、使用人数の増減を生じた場合やキャンセルの場合は、直ちに本事務局に連絡することとする。

(使用料)

第8条 使用料は、飲食代は各自精算とし、会議室使用料は本倶楽部で立替え精算とする。

(使用の禁止)

第9条 使用者が、次の事項の一に該当する場合、使用を禁止することがある。

- (1) 伝染性疾患を有するか、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) その他施設の管理上不都合と認められる場合

(定めのない事項)

第10条 本細則に定めのない事項や改正については、その都度会長及び事務局が決定する。

(その他)

第11条 本倶楽部の会員交流の観点から次のイベントを行う。

- (1) ミニ交流会を毎週月曜日、木曜日の17時30分から開催。
- (2) ゴルフコンペ、旅行等の企画。

付 則

- (1) この細則は、2023年4月1日より実施する。
- (2) この細則の一部を改訂し、2023年6月1日から実施する。